

第 1 4 号議案

福井県立学校設置条例の一部改正について

別紙のとおり、福井県立学校設置条例（昭和 2 8 年福井県条例第 1 1 号）の一部を改正する。

平成 2 5 年 8 月 2 7 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

坂井地区の高等学校再編の実施に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

福井県立学校設置条例の一部改正

1 改正理由

平成24年3月に策定した県立高等学校再編計画第二次実施計画に基づき、坂井農業高校、春江工業高校、三国高校の家庭に関する学科、金津高校の商業に関する学科を統合し、平成26年4月に坂井高校を開校することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

県立の高等学校の設置に関する規定の改正【第1条（表）関係】

（1）福井県立坂井高等学校の項を加える。

（施行日：平成25年11月1日）

校名選定理由

- 「坂井」は、坂井地区全体の職業系学科を結集した高校であることを表すとともに、学校の所在地を示している。
- 県内では2番目の総合産業高校となった若狭東高等学校が、地域名（若狭高校が存在するため若狭東高校）をそのまま使用しており、総合産業高校であることを、必ずしも校名で示してはいない。

（2）福井県立坂井農業高等学校の項および福井県立春江工業高等学校の項を削る。

福井県立三国高等学校の設置学科から家庭に関する学科を削る。

福井県立金津高等学校の設置学科から商業に関する学科を削る。

（施行日：平成28年 4月1日）

学校名	設置課程	位置	現行		改正後	
			設置学科 (学科種別)	学科名 (教委規則で規定)	設置学科 (学科種別)	学科名 (教委規則で規定)
三国 高等学校	全日制	坂井市三国町 緑ヶ丘二丁目	普通	普通科	普通	普通科
			家庭	家政科	削除	
金津 高等学校	全日制	あわら市市姫 四丁目	普通	普通科	普通	普通科
			商業	経理科 情報処理科	削除	
坂井農業 高等学校	全日制	坂井市坂井町 宮領	農業	生産技術科 食品科 環境システム科	削除	
春江工業 高等学校	全日制	坂井市春江町 江留上緑	工業	機械科 自動車科 電気科 情報システム科	削除	
坂井 高等学校	全日制	坂井市坂井町 宮領			農業	食農科学科
					工業	機械・自動車科 電気・情報システム科
					商業	ビジネス・
					家庭	生活デザイン科

参考

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表
福井県立学校設置条例（昭和二十八年福井県条例第十一号）

改正案				現行			
（設置） 第一条 県立の高等学校および特別支援学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。 一 高等学校				（設置） 第一条 県立の高等学校および特別支援学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。 一 高等学校			
名称	設置課程	位置	設置学科	名称	設置課程	位置	設置学科
または設置科				または設置科			
（略）				（略）			
福井県立三国高等学校	全日制	坂井市三国町緑ヶ丘三丁目	普通	福井県立三国高等学校	全日制	坂井市三国町緑ヶ丘三丁目	普通 家庭
福井県立金津高等学校	全日制	あわら市市姫四丁目	普通	福井県立金津高等学校	全日制	あわら市市姫四丁目	普通 商業
（略）				（略）			
（記載順変更）				福井県立若狭東高等学校			
福井県立福井農林高等学校	全日制	福井市新保町	農業	福井県立若狭東高等学校	全日制	小浜市金屋	普通 農業 工業 商業
（削る。）				福井県立福井農林高等学校	全日制	福井市新保町	農業
（略）				福井県立坂井農業高等学校	全日制	坂井市坂井町宮領	農業
福井県立科学技術高等学校	全日制	福井市下江守町	工業	福井県立科学技術高等学校	全日制	福井市下江守町	工業
（削る。）				福井県立春江工業高等学校	全日制	坂井市春江町江留上緑	工業
（記載順変更）				福井県立奥越明成高等学校	全日制	大野市友江	工業 商業 家庭 福祉
（略）				（略）			
福井県立武生商業高等学校	全日制	越前市家久町	商業	福井県立武生商業高等学校	全日制	越前市家久町	商業
福井県立坂井高等学校	全日制	坂井市坂井町宮領	農業 工業 商業 家庭				
福井県立奥越明成高等学校	全日制	大野市友江	工業 商業 家庭 福祉				
福井県立若狭東高等学校	全日制	小浜市金屋	農業 工業 商業				
（略）				（略）			

[illegible]

第	二	条	福	井	県	立	学	校	設	置	条	例	の	一	部	を	次	の	
	よ	う	に	改	正	す	る	。											
	第	一	条	の	表	の	一	の	表	福	井	県	立	三	国	高	等	学	
	校	の	項	中	「	普	通	家	庭	」	を	「	普	通	」	に	改	め	
	、	同	表	福	井	県	立	金	津	高	等	学	校	の	項	中	「	普	通
	商	業	」	を	「	普	通	」	に	改	め	、	同	表	福	井	県	立	
	坂	井	農	業	高	等	学	校	の	項	お	よ	び	福	井	県	立	春	江
	工	業	高	等	学	校	の	項	を	削	る	。							
			附		則														
	(	施	行	期	日	)													
1	こ	の	条	例	中	第	一	条	お	よ	び	次	項	の	規	定	は	平	
	成	二	十	五	年	十	一	月	一	日	か	ら	、	第	二	条	の	規	定
	は	平	成	二	十	八	年	四	月	一	日	か	ら	施	行	す	る	。	
	(	福	井	県	立	学	校	設	置	条	例	の	一	部	を	改	正	す	る
	条	例	の	一	部	改	正	)											
2	福	井	県	立	学	校	設	置	条	例	の	一	部	を	改	正	す	る	
	条	例	(	平	成	二	十	四	年	福	井	県	条	例	第	四	十	六	号
	)	の	一	部	を	次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。				
	第	三	条	の	う	ち	福	井	県	立	学	校	設	置	条	例	第	一	
	条	の	表	の	一	の	表	の	改	正	規	定	を	次	の	よ	う	に	改

[illegible]